

2021年4月19日

## 日本ESD学会 ロゴマーク公募要項

渉外・広報委員会 ロゴマーク審査部門

### 1.はじめに

日本ESD学会は2017年4月に設立総会が開催され、本年度で設立5年目を迎えようとしています。本学会がより多くのESD関係者に認知される広報を実施していくために、本学会のロゴマークを公募します。

### 2.ロゴマーク募集のスケジュール

- (1) 学会HP及びメーリングリストにて公募情報を公開します。
- (2) 募集期間は**4月19日(月)**から**5月31日(月) 17:00**までとします。
- (3) 渉外・広報委員会ロゴマーク審査部門による審査を行います(1次審査)
- (4) 1次審査結果をもとに、学会HP(アンケートフォーム)を活用して、学会員による2次審査を行います。2次審査への通過は学会HPへの公開をもってお知らせとします。
- (5) 学会総会で報告するとともに記念品を授与します。  
(2次審査の結果については対象者にメールにてお知らせします。)
- (6) 学会総会で承認後、学会のロゴマークとして使用を開始します。

### 3.応募資格

- ・ESDに興味のある方(会員・非会員を問いません)

### 4.応募規定

- ・下記のa、b、cの3種類を作成してください
  - a.日本ESD学会のシンボルマーク
  - b.上記のシンボルマークと、本学会の日本語名称「日本ESD学会」、英語名称「The Japanese Society of Education for Sustainable Development」または英語略称「JSESD」の**いずれか**を含むロゴマーク
  - c.上記シンボルマークと、本学会の日本語名称「日本ESD学会」、英語名称「The Japanese Society of Education for Sustainable Development」または英語略称「JSESD」の**すべて**を含むロゴマーク
- ・デジタルデータ(jpeg形式、jpg形式、png形式)にて提出をしてください。データを作成するソフトウェアについて制限はありませんが、ロゴマークに採用後、編集データをご提出ください。
- ・サイズは上記のa、b、cすべてをA4用紙1枚に収まるサイズとして作成してください。応募フォームに投稿できる画像のサイズの上限は10MBとします。
- ・一人で複数のデザインを応募することも可能ですが、同様のデザインでフォントや色合いを変更したものの等での複数の投稿はお控えください。
- ・応募の際に作品についての説明(どのような点が日本ESD学会のロゴマークとしてふさわしいか等)を200字から300字程度で記載してください。

## 5.応募方法

- ・応募専用フォームより投稿してください。投稿作品、氏名、所属、連絡先、作品についての説明を記載してください。

(応募フォームのリンク：[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe5SNsFM8CN-IJgaChjhikWtgDPz5AmxLt-KonUn4Gyjgv22A/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe5SNsFM8CN-IJgaChjhikWtgDPz5AmxLt-KonUn4Gyjgv22A/viewform?usp=sf_link))

- ・ご応募いただいた段階で、下記「著作権の取り扱い」、「個人情報について」に承諾したこととします。

## 6. 著作権の取り扱い

- ・本学会のロゴマークに決定した作品の著作権の一切の権利は本学会に帰属します。学会が使用する用途に応じて、独自に加工(文字情報の追加やサイズの変更など)をすることがあります。加工の際、必要に応じて作者と相談をすることがあります。
- ・応募作品は未発表の作品に限ります。
- ・採用作品以外のロゴマークの著作権は著作者に帰属します。
- ・他の作品の著作権や商標権などに抵触しないよう注意の上、ご作成ください。ロゴマークに採用後、著作権等の権利を侵害する恐れがある場合は、採用を取り消しとし、賞品の返還を求めます。
- ・採用作品については、本学会が商標出願および登録を行うことがあります。

## 7.個人情報について

応募者の情報については、各種法令に基づく要請等がある場合を除き、公開されることはありません。本学会のロゴマークに採用された際は、氏名を公開します。

## 8.賞品について

- ・学会ロゴマークに決定した作品を制作された方には謝礼として5万円を贈呈します。

## 9.ロゴマークの使用用途

- ・学会の各種刊行物(パンフレット、ポスター等)
- ・学会ウェブサイト、SNSをはじめとする広報媒体のアイコンやバナー等

## 10.審査基準

審査は「学会のロゴマークとして使用しやすいか」「日本ESD学会を端的に表すロゴマークであるか」「応募規定を順守できているか」「応募作品に関する説明の内容」の基準で総合的に判断します。

## 11.問い合わせ先

日本ESD学会 渉外・広報委員会 [jseud.pub@gmail.com](mailto:jseud.pub@gmail.com)